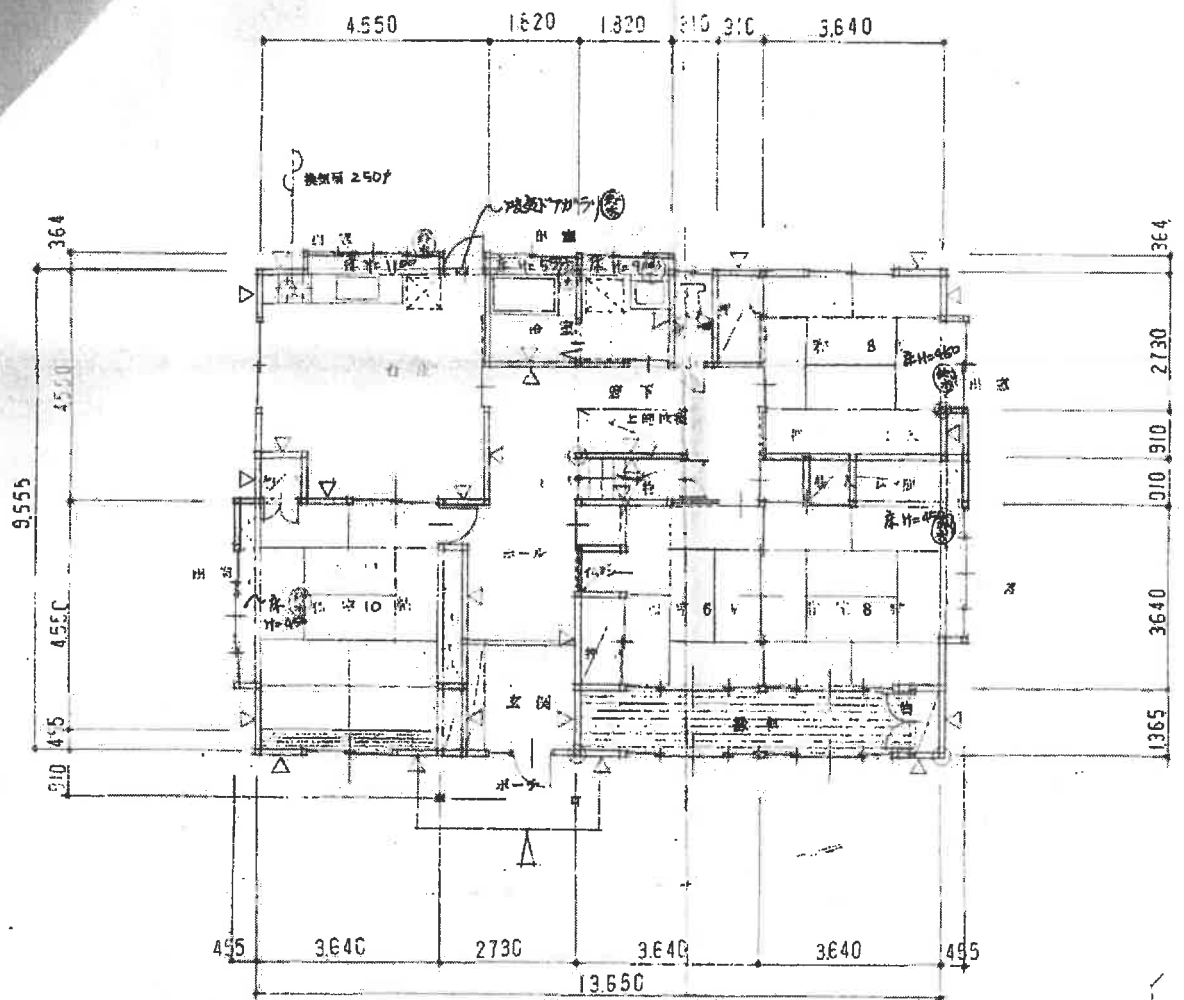




確認通知書(建築物)

※確認通知欄	この申請書及び添付図面に記載の建築物の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第9条第1項)の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する技術的規則にこれに基づき法令及び条例の規定に適合することを確認しましたので、通知します。		
確認番号	石岡市東石岡ニ丁目3-48		
確認年月日	昭和62年7月18日		
建築主事	浅浪 晃		
1. 建築主住所氏名	石岡市東石岡ニ丁目3-48 内田義正、内田博子		
代理者資格	() 建築士 () 登録第 () 号		
2. 住所氏名	() 建築士事務所 () 登録第 () 号 電話 () 番		
設計者資格	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 9841 号		
3. 住所氏名	水戸市酒門町3288-11 ケン設計事務所 鈴木 健 0292		
建築士事務所名	(一級) 建築士事務所 (茨城) 登録第 A 672 号 電話 () 47-6625		
4. 建築設備に関し意見を聴いた者の住所氏名	勤務先名		
5. 工事監理者資格	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 6727 号 電話 0292		
住所氏名	水戸市酒門町3288-11 ケン設計事務所 鈴木 健 0292		
建築士事務所名	(一級) 建築士事務所 (茨城) 登録第 A 672 号 電話 47-6625		
6. 工事施工者住所氏名	建設業者許可(大臣) 第 () 号		
7. 確認の特例	1. 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の特例の適用の有無 適用があるときは、建築基準法施行令第13条の2第1号に掲げる建築物の区分、番号、第2号、第3号、第4号 2. 建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するとき、第 () 号は、当該住宅に係る型式指定番号		
8. 敷地の位置	イ. 地名地番 石岡市東石岡ニ丁目3572-2 ロ. 用途地域 第2種住居専用地域 ハ. 防火地域 防火、準防火、指定なし		
9. 主要用途	専用住宅		
10. 工事種別	新築、増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替		
11. 敷地面積	334.90㎡		
12. 建築面積	132.90㎡		
13. 延べ面積	(178.17㎡) (178.17㎡)		
15. 工事着手予定日	昭和62年8月10日		
16. 工事完了予定日	昭和62年12月10日		
17. その他必要事項			
18. 建築物別概要	イ. 用途 専用住宅 ロ. 工事種別 新築 ハ. 構造 木造 階 別 1階 2階 階 合 計 ト. 申請部分 130.42㎡ 47.75㎡ 178.17㎡ 床面積 申請以外部分 合 計 130.42㎡ 47.75㎡ 178.17㎡ チ. 柱の小径 120×120mm 105×105mm 120×120mm 105×105mm リ. 横架材間の垂直距離 2790mm 2695mm ヌ. 階の高さ 2940mm ル. 居室の天井高さ 2400mm 2400mm タ. 建築設備の種類 電気、給排水、衛生、ガス		

【注意】申請建築物が、2棟以上の場合は、棟ごと(1棟の延べ面積が10平方メートル以内のものを除く)に「第1号様式(別添)追加書類」に必要な事項を記載して添えて下さい。※印のある欄は記入しないで下さい。2,3,5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き住所はその事務所の所在地を書いて下さい。4欄は、建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項に規定する場合(設計に係る場合に限る)に、同項に定める資格を有する者について記入し、住所は、その者が勤務しているときは、勤務先の所在地を書いて下さい。5,6欄は未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出て下さい。7欄、8欄、10欄及び18欄の「ヨ」は該当するのを○で囲んで下さい。9欄は、できるだけ具体的に書いて下さい。容積地区内又は特定街区内においては、13欄の()の中に自動車庫その他のもの(自動車庫の停留又は駐車のための施設(誘導車路、換車場所及び乗降場を含む)の用途に供する部分の床面積)を書いて下さい。18欄の「チ」及び「リ」は、木造の場合のみ記入して下さい。18欄の「タ」は別紙にその概要を記して添えて下さい。数字は算用数字を用い、単位はメートル法として下さい。ここに書きあらわせない事項で特に確認を受けようとする事項は、17欄又は別紙に記載して添えて下さい。



1 型 平面図 S=1:100

3/12 訂正

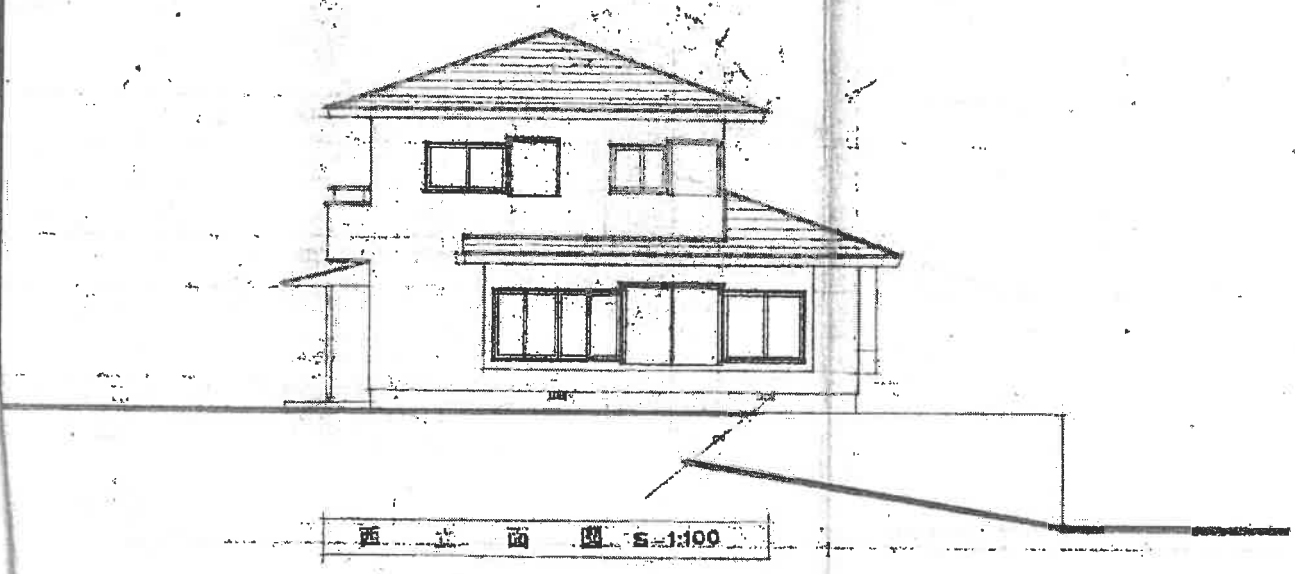
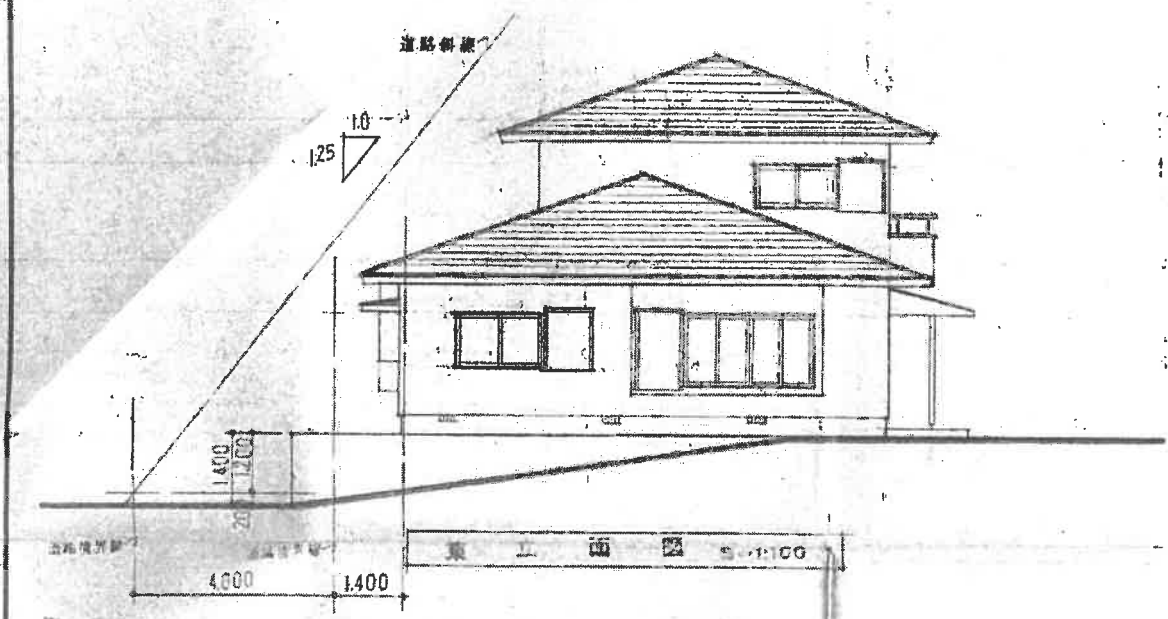
一般建築士事務所
ケン設計事務所

改定通知事項
一、本図に示す内容



●袖壁仕上：防火サイディング張(防史才196号)

	承 攬	設 計	相 当	縮 尺 $S=1:100$ 2021年4月日	工事名称	内 田 邸 新 築 工 事 設 計 図		No.
					図面名称	平 面 図		



5/14 訂正

一般建築士事務所
ケン設計事務所

茨城県知事登録第A
一般建築士登録第33410号

道路幅員

125 1.0

1400 1000 2

道路幅員

4000

1850

南立面図 S=1:100



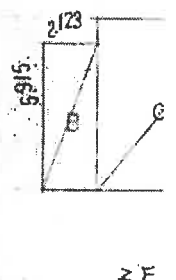
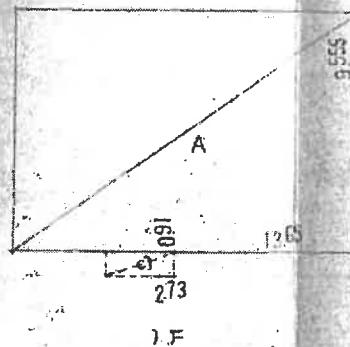
北立面図 S=1:100

	設計者 1234	設計 5678	校閲 9012	縮尺 R S=1:100	工事名称 内田 邸新築工事設計図	図面名称 北立面図	No.
--	-------------	------------	------------	-----------------	---------------------	--------------	-----



敷地面積

$$\begin{aligned}
 &247 \times (125 + 125) \div 2 = 307.515 \\
 &166 \times 33 \div 2 = 27.39 \\
 &\hline
 &334.905
 \end{aligned}$$



配置図 S=1:200

求積図 S=1:200

一級建築士事務所

ケン設計事務所

民権路四丁目
一級建築士事務所

令第46条第3項に基づく木造軸組計算表

(軸組計算表)

階数が1の建築物	床面積による軸組計算		見付面積による軸組計算			
	梁間・桁行方向共		桁行方向の軸組計算		梁間方向の軸組計算	
	2階床面積 (い)	軸組長さ	見付面積 (A2)	軸組長さ	見付面積 (B2)	軸組長さ
階数が2の建築物	$47.75 \text{ m}^2 \times 15 \text{ cm} = 7.16 \text{ m}$	(二)	$22.80 \text{ m}^2 \times 50 \text{ cm} = 11.40 \text{ m}$	(ホ)	$24.00 \text{ m}^2 \times 50 \text{ cm} = 12.00 \text{ m}$	(ヘ)
	壁・軸組の種類		(桁行方向の数値を記入) 軸組長さ×個 所×倍 率=有効軸組長さ		(梁間方向の数値を記入) 軸組長さ×個 所×倍 率=有効軸組長さ	
			0.91	3	2	5.46
			1.82	2	2	7.28
階数が3の建築物	判定		$11.40 \text{ m} \leq 12.74$ (二)または(ホ)の大なる方		$12.00 \text{ m} \leq 12.74$ (二)または(ヘ)の大なる方	
	1階床面積 (あ)	軸組長さ	見付面積 (A1)	軸組長さ	見付面積 (B1)	軸組長さ
	$130.42 \text{ m}^2 \times 29 \text{ cm} = 37.82 \text{ m}$	(イ)	$56.18 \text{ m}^2 \times 50 \text{ cm} = 28.09 \text{ m}$	(ロ)	$69.42 \text{ m}^2 \times 50 \text{ cm} = 34.71 \text{ m}$	(ハ)
	壁・軸組の種類		軸組長さ×個 所×倍 率=有効軸組長さ		軸組長さ×個 所×倍 率=有効軸組長さ	
			0.91	10	2	18.2
階数が4の建築物			1.82	3	2	10.92
			2.275	2	2	9.1
	判定		$37.82 \text{ m} \leq 38.22$ (イ)または(ロ)の大なる方		$37.82 \text{ m} \leq 40.04$ (イ)または(ハ)の大なる方	

(屋根、壁による係数(あ)、(い))

階数が1の建築物	
	(あ) 1階
軽い屋根	1.1
上記以外	1.5

階数が2の建築物		
	(い) 1階	(い) 2階
軽い屋根	2.9	1.5
上記以外	3.3	2.1

(壁および軸組の種類による倍率)

(一) 木ずり(片面), または土壁	0.5
(二) 木ずり(両面)	1.0
厚1.5cm, 幅9cmまたは径9%筋カ	1.0
(三) 厚3.0cm, 幅9cm	1.5
(四) 厚4.5cm, 幅9cm	2.0
(五) 厚9.0cm, 幅9cm	3.0
(六) 二丁組の筋カ, タスキ	各2倍
(七) 五丁組の筋カ, タスキ	5.0
(八) 建設大臣認定	0.5~5.0
(九) 一丁組の壁, 二丁組の筋カ併用	
.....それぞれの数値の和	

(見付面積のとり方)

例, 階数が2の建築物の場合

